(二)　環境と調和のとれた食料システムの確立
食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならないこととした。（第三条関係）
(三)　多面的機能の発揮
多面的機能については、環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならないこととした。（第四条関係）
(四)　農業の持続的な発展
(1)　農業については、農業の生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならないこととした。
(2)　農業生産活動における環境への負荷の低減は、農業の自然循環機能の維持増進に配慮して図られなければならないこととした。（第五条関係）
(五)　農村の振興
農村については、地域社会が維持されるよう、その振興が図られなければならないこととした。（第六条関係）

3　事業者の努力等の見直し
(一)　食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めることとした。（第一一条関係）
(二)　食料、農業及び農村に関する団体は、その行う農業者、食品産業の事業者、地域住民又は消費者のための活動が、基本理念の実現に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めることとした。（第一二条関係）
(三)　消費者は、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与することとした。（第一四条関係）

4　年次報告等の見直し
政府が食料、農業及び農村の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書の作成及び国会への提出を廃止することとした。（旧第一四条第二項及び第三項関係）

5　食料・農業・農村基本計画の見直し
(一)　食料・農業・農村基本計画の記載事項として、食料安全保障の動向に関する事項及び食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標を定めることとした。
(二)　(一)の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めることとした。
(三)　政府は、少なくとも毎年一回、(一)の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととした。（第一七条関係）

6　食料の安定供給の確保に関する施策の見直し
(一)　食料の円滑な入手の確保
国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備その他必要な施策を講ずることとした。（第一九条関係）
(二)　食品産業の健全な発展
食品産業の健全な発展の施策として、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、円滑な事業承継の促進、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進並びに海外における事業の展開の促進を追加することとした。（第二〇条関係）
(三)　農産物等の輸入に関する措置
国は、農産物及び農業資材の安定的な輸入を確保するため、国と民間との連携による輸入の相手国の多様化、輸入の相手国への投資の促進その他必要な施策を講ずることとした。（第二一条関係）
(四)　農産物の輸出の促進
国は、農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農産物の輸出を促進するため、輸出を行う産地の育成、農産物の生産から販売に至る各段階の関係者が組織する団体による輸出のための取組の促進等により農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の輸出の相手国における需要の開拓を包括的に支援する体制の整備、輸出する農産物に係る知的財産権の保護、輸出の相手国とのその相手国が定める輸入についての動植物の検疫その他の事項についての条件に関する協議その他必要な施策を講ずることとした。（第二二条関係）
(五)　食料の持続的な供給に要する費用の考慮
国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずることとした。（第二三条関係）
(六)　不測時における措置
国は、凶作、輸入の減少等の不測の要因により国内の食料の供給が不足し国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできる限り回避し、又はこれらの事態が国民生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにするため、これらの事態が発生するおそれがあると認めたときから、関係行政機関相互間の連携の強化を図るとともに、備蓄する食料の供給、食料の輸入の拡大その他必要な施策を講ずることとした。（第二四条第一項関係）

7　農業の持続的な発展に関する施策の見直し
(一)　望ましい農業構造の確立
国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮することとした。（第二六条第二項関係）
(二)　専ら農業を営む者等による農業経営の展開
国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営管理能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずることとした。（第二七条第二項関係）
(三)　農地の確保及び有効利用
農地の確保及び有効利用の施策として、農地の集団化及び農地の適正な利用の促進を追加することとした。（第二八条関係）
(四)　農業生産の基盤の整備及び保全
国は、農業の生産性の向上を促進するとともに、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずることとした。（第二九条関係）
(五)　先端的な技術等を活用した生産性の向上及び農産物の付加価値の向上等
(1)　国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化又は多収化等に資する新品種の育成及び導入の促進その他必要な施策を講ずることとした。（第三〇条関係）
(2)　国は、農産物の付加価値の向上及び創出を図るため、高い品質を有する品種の導入の促進及び農産物を活用した新たな事業の創出の促進、植物の新品種、家畜の遺伝資源、地理的表示、農業生産に関する有用な技術及び営業上の情報その他の知的財産の保護及び活用の推進その他必要な施策を講ずることとした。（第三一条関係）
(六)　環境への負荷の低減の促進
(1)　国は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進その他必要な施策を講ずることとした。